

学校保健

編集発行
日本学校保健会
岩原 拓
東京都港区西久保
明舟町10番地
電話 (50) 3785
9974
振替口座東京 98761
印刷所 伊東進歩堂
東京都文京区東青柳町30

財団法人 日本学校保健会会報
昭和33年9月1日発行(隔月1回1日発行)

頒価 1部15円(送料とも)

教育の目的は、人格の完成と、社会の進歩に在り、そのためには、健全な心身の発達を促し、健全な精神を養成するに在り。このため、学校保健は、教育の重要な部分として、その地位を確立し、その効果を高めるに努むべきである。



時評 学校保健法の施行と学校安全

学校保健の画期的な振興を、期待する学校保健法は施行された。しかし、これを個々の学校において実施しようとする、なかなか容易なことではない。校長さんも、保健主事さんも、法令を一読しただけでは手のつかない点がある。例えば、要護、準要保護児童生徒等の医療費補助を適正に処理するということひとつを取りあげて考えてみても直ちによくわかることであろう。学校では要保護、準要保護の児童生徒だけを対象にした健康診断をやっているのではない。従って、各学校が適正な実施をするためには、相当突込んだ学校保健法令の研究をしなければならぬ。しかも、校長さん、保健主事さんだけがよく分つていても、うまくいかない。学校医さん、養護の先生にも知つてもらわねばならない。いや、その前に地方教育委員会の方によく知つてもらうわかないと困難なことが起る。現在、都道府県の教育委員会を中心とする学校保健法令の研究が旺盛に行われているが、一日も早く、地方教育委員会を中心とする研究、学校を中心とする研究を一層旺盛にしなければならぬ。何しろ学校保健の法律というのは、空前のことであるから、戦後の学制改革の時と同じような心得が必要であろう。

以上のような学校保健法令の研究は遅かれ早かれ関係者全員が行わなければならないわけであるが、そのような機会に、学校保健の今一つの問題である児童生徒の災害補償がある。これは学校安全の問題の基本的な解決についても、併せて研究協議していただきたいものである。この問題はすでに早くから学校保健関係者によって真剣に取りあげられ、国会でも衆参両院の文教委員会が、すでに政

第二十七号目次

- 一 時評：学校保健法の施行と学校安全……………
- 二 学校保健法実施の動き、全国各地で講習と研究協議……………
- 二 学校保健法施行に伴う予算要求額をみる……………
- 二 保健主事の職務内容……………
- 三 保健室の暫定最低基準坪数……………
- 三 保健室の備品……………
- 三 学校安全会の法制化、児童生徒災害補償法案(仮称)の概算要求……………
- 四 児童生徒の災害事故状況……………
- 五 小学校学習指導要領体育改訂案……………
- 六 中学校保健体育改訂案……………
- 七 地方だより……………
- 八

府に対し適切な措置を講ずるよう決議しているところであるが、ときは原子力の時代である。子供達の災害事故、傷害は、今後ますます重要となつてくる。農村にも恐ろしい農薬がある。学校安全への熱意をますます高めていきたい。

学校保健法実施の動き

全国各地で講習と研究協議

旺盛な活動で本格的軌道に乗る

学校保健法の公布は、去る四月十日、同法施行令の公布は六月十日、同法施行規則の公布は六月十三日、同法令の施行についての次官通達は六月十六日、同法令の施行の実施基準についての局長通達も六月十六日に出された。一方、五月二十八日既に文部省は全国都道府県教育委員会に学校保健主管課長を東京に招集、上智会館において学校保健法、同法施行令案、同法施行規則案の要点について説明協議を行い、法の趣旨徹底に発足した。続いて、六月十一日長野市における関東甲信越静の都県教育委員会の学校保健主管課長会議を手始めとし、全国地方ブロック別主管課長会議を開催し、学校保健法同法施行令、同法施行規則について趣旨徹底の説明協議を行った。すなわち東北、北海道地方ブロックについては六月十三日青森市において、東海北陸近畿地方ブロックについては六月十六日名古屋市中において、中国四国地方ブロックについては六月十八日山口市において、九州地方ブロックについては六月二十日別府市において同じように行われた。さらに文部省は、都道府県教育委員会学校保健関係職員を東京国立競技場会議室に招集、八月十五、同十六両日にわたって、学校保健法施行に伴う事務処理について講習を行った。

また、学校現場への学校保健法令の趣旨徹底のため、小学校、中学校、高等学校の校長、保健主事の全国各県代表者を東京上野科学博物館講堂に招集、八月十二、同十三、同十四の三日間にわたって、講習を行った（指導者講習会）。なお、この講習会に参集した保健主事の協議会が同講習会の終了後自主的に行われ、保健主事の制度が確立した機会を足場として、各県毎の組織を確立し、今秋の全国学校保健大会等の機会を活用して、全国的に組織を整備強化し、充実した活動を展開するよう申しあわせた。

全国大学に対する学校保健法令の趣旨徹底についての活動は、去る六月十九日、日本育英会において開催された国立大学学生部長会議を出発点として開始された。続いて学校保健法施行に伴う今後の大学における保健管理の具体的な推進についての研究協議が、去る八月十六、同十七の両日にわたって、京都大学において開催された。すなわち、全国国立大学保健医連絡協議会の名の下に東京大学、京都大学、北海道大学、名古屋大学、大阪大学その他二十以上の大学の学校医が参集して行われた。以上は文部省と直接関連ある活動であるが、都道府県のそれぞれにおいても、すでに三伏の炎暑をものと

もせず、校長、保健主事を対象に学校保健法令の趣旨徹底の説明協議を行っている県、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭を対象に技術的補足説明を加えて講習を行っている県など、さまざまのしかたで、県内、地区別あるいは全県集約的に行われている。

学校保健法施行に伴う予算要求額決まる

文部省学校保健課は、学校保健法施行に伴う、本格的予算の計上を行い、要保護及び準要保護児童生徒の医療費補助金額、教職員結核健康診断費補助金額の増額要求を決めるとともに、へき地教育振興の一環として

て、へき地学校保健管理費補助金計上を行い、その要求額を決定した。それぞれの予算要求額の内容は次の通りである。

昭和三十四年度概算要求額（体育局学校保健課）単位千円、括弧内は前年度対比増

児童生徒及び教職員の保健管理に必要な経費 二九六、二九二（二五九、五八八）

本省事務費 一〇〇

要保護及び準要保護児童生徒等の医療費補助金 三五四、三三三（三三三、三三三）

教職員結核健康診断費補助金 一〇、三三三（三、六九四）

へき地学校保健管理費補助金 三、三三一（三、三三一）

保健主事の職務内容

- (イ) 学校保健法の施行に伴い学校教育法施行規則の一部改正が行われ、従来行政指導によつてその設置が奨励されて来た保健主事が制度化され、小、中、高等学校には、必ず保健主事が置かれることになったのであるが、文部当局としては、その主たる職務内容として次のようなものが考えられるとしている。
- ① 左記の事項についての具体的実施計画を内容とする学校保健計画の立案に当り、及びその実施の管理に当る。
- (一) 学校環境衛生検査
- (二) 学校環境衛生の維持及び改善
- (三) 児童、生徒の健康診断
- (四) 児童、生徒の健康診断の結果に基づき事後措置
- (五) 健康相談
- (六) 学校における伝染病、食中毒の予防措置
- (七) 疾病異常者等に対する保健管理
- (八) 救急安全
- (九) 学校保健に関する行事
- (十) その他必要な事項
- (十一) 学校における保健管理と保健教育との関係の調整を図る。
- (十二) 保健に関する教職員の現職教育を推進する。
- (十三) 学校保健関係統計調査の計画を立て、その調整に当る。
- (十四) 学校保健委員会の組織、運営に当る。
- (十五) 児童、生徒等の保健委員会の組織運営に対する指導に当る。
- (十六) 一般教員、養護教員並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整を図る。
- (十七) P・T・A、保健所その他地域の連絡を図り、その協力を得る。

お子さまにはコレを!

歯そのものを強くする歯磨です

こどもライオンには特にのび盛りのお子様の歯に有効なフッ素を配合してあります。ムシ歯を防ぐことはもちろん歯そのものを強くします。

…クリームはみがき…

こどもライオン

30円

T116



保健室の暫定最低基準坪数

児童数一千人の小学校では七坪必要

学校保健法第十九条の規定によつて学校には保健室を設けることになつたが、この保健室の広さについては、文部省は暫定的に次のような最

△保健室の暫定最低基準坪数
一、義務教育諸学校施設費国庫負担法に基き国庫負担の対象となる校舎の基準坪数

児童生徒数		小学校		中学校	
坪数	人数	児童生徒一人当り坪数	児童生徒一人当り坪数	児童生徒一人当り坪数	児童生徒一人当り坪数
二坪	二〇〇	二坪	一、〇〇	二坪	一、〇〇
三坪	三〇〇	三坪	〇、九七	三坪	〇、九七
四坪	四〇〇	四坪	〇、九五	四坪	〇、九五
五坪	五〇〇	五坪	〇、九四	五坪	〇、九四
六坪	六〇〇	六坪	〇、九三	六坪	〇、九三
七坪	七〇〇	七坪	〇、九二	七坪	〇、九二
八坪	八〇〇	八坪	〇、九一	八坪	〇、九一
九坪	九〇〇	九坪	〇、九〇	九坪	〇、九〇
一〇坪	一、〇〇〇	一〇坪	〇、八九	一〇坪	〇、八九
一〇坪以上	一、〇〇〇以上	一〇坪以上	〇、八八	一〇坪以上	〇、八八

二、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法に基き国庫補助の対象となる校舎の基準坪数

生 徒 数		高等学校	
坪数	人数	生徒一人当り	生徒一人当り
二坪	二五〇	二坪	二五〇
三坪	三〇〇	三坪	三〇〇
四坪	四〇〇	四坪	四〇〇
五坪	五〇〇	五坪	五〇〇
六坪	六〇〇	六坪	六〇〇
七坪	七〇〇	七坪	七〇〇
八坪	八〇〇	八坪	八〇〇
九坪	九〇〇	九坪	九〇〇
一〇坪以上	一、〇〇〇以上	一〇坪以上	一、〇〇〇以上

保健室の備品

また、保健室の備品については、最低次のものを備えることになつて

△一般設備
机(診察用および事務用)、いす(診察用廻転いすおよび事務用いす)、寝台、まくら、毛布、脱衣かご、長いす(児童生徒等の待合用)、器械戸棚、器械台、診察用器械箱、消毒用噴霧器、煮沸消毒器、酒精綿容器、乳鉢および乳棒、薬匙、手洗鉢および台、石けん容器、薬

品戸棚、書類戸棚、寒暖計、屑かご、汚物投入器、たん壺、各種保健衛生資材
△健康診断および健康相談用
身長計、体重計、巻尺、座高計、万国式視力表、乱視検査表、遮眼器、板付検眼鏡、色盲検査表、オージオメーター、額帯付反射鏡、耳鏡、耳用せつ子、耳用けん綿子、耳用消息子、鼻鏡、鼻用捲綿子、喉頭捲綿子、舌圧子、歯鏡、歯科用探針、歯科用せつ子、ツベルクリン注射器、ツベルクリン反応測定板、聴診器、打診器、体温計、赤血球沈降速度測定用器

のではあるが、この基準では充分の保健活動は行われないであろうとされている。従つて、各小・中・高等学校においては、この基準は単に一応の目安を示したものととして、この基準以上の施設を講ずることが望まれるわけである。

具一式、肺活量計、握力計、背筋力計

文部省学校保健課長塚田治作
同課長補佐 洪谷敬三 共著

学校保健法の解説

— 実務指導を中心として —

本書は、従来学校教育における重点とも言われていた学校保健の画期的振興を図ろうとする学校保健法の制定実施に当り本法立案の衝にあつた塚田課長、洪谷課長補佐が、学校保健関係者のため平易に解説した実務指導書であり、是非座右におかれない名著である。

A5・三〇〇余頁、定価三〇〇(千二百四円)

御申込は第一法規出版株式会社(東京都港区芝罘平町三一)

△救急処置および疾病の予防処置用
せつ子、雑用鋏、止血帯、副木、携帯用救急器具一式、担架、洗眼瓶、洗眼受水器、点眼瓶および点眼瓶台、膿盤、歯科用いす、スピットン、エンジン、ハンドピースコップ、卓上綿花ガーゼ容器、卓上汚物容器、器械皿、卓上ガスバーナー、気銃、剪刀、尖刃刀、抜歯かん子、抜歯挺子、剔削用器具、アマルガム充填器一式、セメント充填器一式
△環境衛生検査用
オーガスト寒暖計、氣象常用表、照度計、水質検査用器具、塵埃計、炭酸ガス定量器
環境衛生検査基準案進む
学校保健法により学校の環境衛生の維持改善は、学校薬剤師の担当すべき職務となつたが、日本学校薬剤師会では文部当局の意向に従い先般から「学校環境衛生検査基準案」の検討を進めている。同基準案は既に大体の成案を得たので、近く文部当局と最終的な再検討を行い、その結果は、文部当局から全国関係筋に実施を指導することになる予定。

よい子の健康を守る

シオノギ

お子様用総合ビタミン

ポポン末液

25g 260円・100g 900円・15cc 300円



一番新しい... 効果の優れた

虫下し

- ▶ 胃がよく下りる
- ▶ 絶食が要らない
- ▶ 下剤も要らない
- ▶ 副作用がない

頭虱・蟻蝨が同時に下りる

ベキモン錠

20錠 100錠

学校安全会の法制化期し

児童生徒災害補償法案(仮称)

次期国会へ、文部省概算要求決まる

義務教育諸学校の児童生徒が一年間に学校管理下において負傷等の災害を受ける率は、全児童生徒数の〇・八三%すなわち約十五万人強にも達するので、これが災害補償問題は、かねてから関係者間で真剣に考えられていたところであるが、文部省では、いよいよ本腰を入れてこれが対策に乗出すことになった。

文部省では三十四年度予算編成に当り次期通常国会に「児童生徒災害補償法案(仮称)」の提出を期し、これが所要経費を計上、大蔵省に要求することになったもので、前通常国会で成立した学校保健法と表裏一体をなす本法案の国会成立を期し、その全力を傾注するはずである。

文部省が立案を進めている「児童生徒災害補償法案(仮称)」に関する予算案は、次のとおりであるが、これによれば児童生徒の災害補償機関として特殊法人たる日本学校安全会が設立されることになっており、小学校および中学校の児童生徒は掛金として年額十円、特殊教育諸学校の小学部および中学部児童生徒は同じく三十円を、支払うことになっている。また、私立学校は任意加入制度がとられることになっている。

なお、この学校安全問題についても、学校保健法制定に際して展開された全学校保健関係者の熱烈なる協力と運動が強く期待されている。

日本学校安全会に係る昭和三十

十四年度概算要求

学校安全事業の助成に必要な経費、計六千四百万円強

(要求の趣旨及び概要)

義務教育諸学校の児童生徒が、学校の管理下において負傷等の災害を受ける率は、〇・八三%すなわち年間十五万人強にのぼり、またこれに要する医療費は損害賠償又は社会保険の給付を受けた額を除いて二億二千万円になっており、そしてこの費用は、現行制度において誰が負担すべきか明確でないままに、ほとんどはPTA又は災害を受けた児童生徒の保護者が負担し、割り切れないままになっている。

よつて義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害(負傷、疾病、死又は死亡)に対して適正な保護をし、学校安全対策を強化するため日本学校安全会(仮称)(特殊法人)を設立し、学校の設置者は児童生徒数を基準として所定の掛金を負担し、国のその事業費及び事務費について補助するための経費である。

(最終目標)

義務教育諸学校の管理下において児童生徒が災害を受けた場合の保護に関する制度を設け、学校安全対策を強化し、災害事故の防止を期し、もつて義務教育の円滑な実施に資する。

一、日本学校安全会補助金 六千二百八十万円

(1) 事業費の補助金 三千五百四十万円

(イ) 安全会は、小学校、中学校ならびに特殊教育諸学校の小学部及び中学部の児童生徒の災害に対して療養を行い又は見舞金を支給する学校の設置者に対して、その請求に基き療養又は見舞金に要する経費について所定の額を支払う(なお児童生徒が損害賠償又は社会保険の給付を受ける場合は所要の調整を行う)。

(ロ) 学校の設置者は、児童生徒数を基準として、所定の額(小学校及び中学校年額児童生徒一人当たり十円、特殊教育諸学校の小学部及び中学部三十円)を掛金として安全会に支払う。なお私立学校については任意加入制度とし、初年度は加入半数を見込んだ。

(ハ) 国は、安全会の所要事業資金総額(二億二千六十六万円)から学校設置者の掛金総額(一億八千五百二十六万円)を控除した額(三千五百四十万円、所要事業資金総額の一割六分強)を補助する

(ニ) 事務費の補助金 二千七百四十万円

(イ) 安全会は、本部を東京都におき、支部を各都道府県(教育委員会事務局内)に置く。

(ロ) 国は、安全会の本部に要する事務費の全額(一千六百三十四万八千円)を補助する。

万七千円)を補助する。
二、日本学校安全会負担金 八十二万円
国は、国立の義務教育諸学校の設置者として、掛金を負担する。
三、本省事務費 四十四万円

県単位の学校

安全会既に16

なお、この学校安全の問題に関しては、本紙がしばしば伝えていたように各都道府県の学校保健関係者の大きな関心事となっており、来る九月二十日から新潟市で開かれる第八回全国学校保健大会でも、大きくとりあげられるものと期待されている。一方、その法制化を待たず、現実の児童生徒の災害事故に対処して、県単位の学校安全会を組織して活動を開始するに至っている現状であるが、現在までに県単位の学校安全会が設けられ、正式に発足しているのは次の十六県に及んでいる。

一、既に県単位の学校安全会の設けられている県
島根県、愛知県、岐阜県、大分県、三重県、静岡県、長野県、宮崎県、福岡県、兵庫県、富山県、高知県、岡山県、山梨県、鹿児島県、群馬県

なお、この外の都県でも学校安全会設置の動きが最近益々活発になって来ている。例えば、東京都の場合では、都単位の学校安全会は未だ設置されていないが、地域的に具体化がはかられている如きその一例である。

学童の栄養補給には



消化吸収よ
き完全乳化
特殊皮膜で
効力安定

(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所
河合製薬株式会社

東京都中野区昭和三十四年
電話東京 4744
電話東京 4434

児童生徒の災害事故状況

文部省の調査、年間十五万人を突破

児童生徒の学校管理下における災害事故は別項のとおり年間十五万人にも達するという状況であるが、文部省が昭和三十一年度および同三十二年において調査した結果について同省学校保健課は概要次のとおり解説している。

児童生徒の学校管理下における災害の状況について

文部省体育局学校保健課
この状況は、昭和三十一年度および昭和三十二年における児童生徒の学校管理下における災害の実態について、文部省において調査した結果の抜粋である。(なお、この調査においては受けた災害のうち医師等の医療を要しなかつたものは除いてある)。

なお、またこの調査における学校の管理下の範囲は、次のとおりとした。

- (イ) 学校へ登校し、又は学校から下校するための通常の経路中
- (ロ) 学校の始業前又は放課後における在校中(その在校中につき、校長が一般的に承認している場合に限る)
- (ハ) 学校の授業(正規の教育活動のほか、特別教育活動を含む。以下同じ。時間中)
- (ニ) 学校の休憩時間中
- (ホ) (ロ)及び(ハ)以外の学校における在校中(その在校につき、校長又は教員が特別に承認した場合に限る)

(ヘ) 教育委員会その他の機関又は団体が行う、教育的行事の参加中に限る)

(2) 被災児童生徒全国推定(公立)

区	昭和三十一年度		昭和三十二年	
	小・中学校	諸特殊教育学校	小・中学校	諸特殊教育学校
調査	七九、〇五人	三、六八	一、四九、五三	二、七三
被災	六八四	四三〇	一、三四六	四〇五
被災率(%)	〇、八八%	一、八五%	〇、八三%	一、四二%

(3) 学校管理下における災害発生の場合、場所、時刻別表(昭和三十一年度調査による。死亡を除く)

区	昭和三十一年度		昭和三十二年	
	小・中学校	諸特殊教育学校	小・中学校	諸特殊教育学校
児童生徒総数	一八、三七五、八六八人	二、八五七	一八、三七〇、五〇〇	三〇、六〇八
被災率(%)	〇、八八%	一、八五%	〇、八三%	一、四二%
被災児童生徒数	一六、八三三人	五二九	一五、三四七五	四三三

(その参加につき、校長が承認した場合に限る)
1. 負傷(疾病および廃疾を含む)事故について
(1) 被災児童生徒数および被災率(死亡を除く)

災害の発生場所 時刻など

学校管理下における児童生徒の災害状況は別項のとおりであるが、その災害発生の場合、場所等を別紙によつて見てみると概ね次のようである。

- 一、災害発生の場合
小学校では休憩中が最も多く、全体の四〇%を占め、第二位は授業中の一八%、第三位は放課後の一二%となつてゐる。中学校では、矢張り休憩中の二八%が第一位で授業中二四%、特別教育活動一三%がこれに次いでゐる。
- 二、災害発生の場合
小学校では校庭が最も多く四八%次いで教室一六%、廊下及び階段一〇%となつており、中学校では校庭四八%と小学校の場合と同様に最も多く、教室二六%がこれに次いでゐる。
- 三、災害発生の時刻
小学校では午前十時半の約一六%をピークとし、午後一時がこれに次ぎ、あとずつと下降線を示しているが、結局これは午前十時半頃から午後一時頃までが最も注意を要する時間であることを示しているわけである。中学校の場合ではピークの時間やや長く、午前十時半から午後三時頃までが注意を必要とするものようである。
- 四、死亡事故発生の場合
児童生徒の災害で最も怖るべき死亡事故はどんな場所でも起りやすいか、小学校の場合では、学校外の道路が五四%、海河川池は二二%校庭が六%の順であり、中学校の場合では、矢張り道路が最も多く四三%、海河川池は一九%、校庭一三%と小学校と同じ場所を示している。



集団駆虫に

● 武田の駆虫薬 (2錠入)

アスカール錠

- ① 蛔虫・蟯虫・鞭虫に優れた効果を発揮する
- ② 副作用の心配がなく小児に安心して使用できる
- ③ 絶食したり、下剤をかける必要がない。
- ④ 無味・無臭なので、のみやすい。

2錠中にカイニン酸5mgとサントニン50mgを含有
大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社

高学年での保健教育改善

小学校学習指導要領「体育」改訂案

文部省では、来る十月一日実施を期して、小学校学習指導要領体育改訂案および中学校保健体育改訂案の準備を進めているが、このほど大体的原案をとりまとめた。それによると、次のように学校保健法実施に即応して保健教育の改善に相当重点をおいており、注目すべき内容を有している。

Ⅱ 小学校学習指導要領体育改訂案

(抜すい) Ⅱ

第一、目標

4、健康、安全に留意して運動を行う態度や能力を養い、さらに保健の初歩的知識を理解させ、健康な生活を営む態度や能力を育てる。

(中略) 目標4については各学年を通じて、各種の運動の実践にあつた必要な健康、安全に関する態度や能力の育成に努めるとともに、特に第五学年以上において健康な生活を営むために必要な保健に関する初歩的な知識を得させることを目ざしている。

第二、各学年の目標および内容

(第五学年)

1、目標

(5) 自己のからだの発達や健康状態について関心をもたせるとともに、身近な日常生活における健康、安全についての初歩的な理解をもたせる。

2、内容

G、体育や保健に関する知識

(1) 健康な生活 身近な日常生活

活における健康、安全について基礎的な事項を理解させ、これを日常生活において実践する態度や習慣を養う。

ア、からだや身の廻りを常に清潔にすることの必要を知る。

イ、立位、座位、歩行などの姿勢について相互に比較しながら、よい姿勢と悪い姿勢に気づくとともに、悪い姿勢のきょう正のしかたを理解する。

ウ、激しい運動や長時間の作業などの疲労の状態、各自の睡眠時間などについての経験を通して、休養と睡眠の必要を理解する。

エ、運動が健康上必要なこと、自己の健康状態に応じた運動のしかたなどについて理解する。

(2) 身体の発達状態や健康状態自己のからだの発達状態や健康状態について理解させるとともに、日常生活における健康異常の状態について理解させ、健康異常に注意する態度を養う。

ア、健康診断の結果に基いて、自己の身長、体重、胸囲、座高を知り、また他人や同年令の者と比較し、自己のからだの形態的な発達状態を知る。

イ、健康診断の結果に基いて、自己の視力、聴力の状態、疾病異常の有無などの健康状態について知り、すすんで治療を受けたり健康をそこなわれないように注意したりすることの必要に気づく。

ウ、肺活量、背筋力、握力、基礎的運動能力などの測定の結果に基いて、自己のからだの機能の現状を知り、運動がこれらの機能の向上に役だつことに気づく。

エ、健康異常の状態にあるときは顔色が悪くなったり、気分が悪くなったり、食欲がなくなったり、頭痛がしたりすることなどを知りまたその場合には、体温、脈はく呼吸などに変化が起ることもあることについての理解を深める。さらに健康異常の場合は、すすんで処置を受けるようにする。

3、指導上の留意事項

(6) Gの指導においては、理科、家庭科などとの関連をはかり、適切な計画を立て、学習効果のあがるように指導する。

(第六学年)

1、目標

(6) 日常かかちやすい病気や、けがの予防、簡単な処置について理解させ、健康、安全な生活ができる態度を養う。

2、内容

G、体育や保健に関する知識

(1) 病気の予防 日常かかちやすい病気の症状とその予防のしかたについて理解させる。

ア、かぜの症状や原因について知り、その予防につとめる。

イ、インフルエンザの症状や感染経路を知るとともに、その予防には、うがいや患者者に近づかないことなどが必要であることを知る。

ウ、回虫病、十二指腸虫病の症状について知るとともに、その感染経路についての理解を深め、その

予防に注意し、定期的に検便を受け、虫卵があつたときは、駆虫に努めるようにする。

エ、白せん、かいせんなどの皮膚病の症状や感染経路を知り、その予防には、からだや衣服の清潔が大切であることを知る。

オ、トラホームの症状や感染経路について知り、その予防に努める。

キ、赤痢の症状を知るとともに、消化器系の伝染病の予防には、下水やふん便の完全な処理、なま水やなまものを飲食しないこと、はえの発生の防止や駆除など、いろいろの方法があるが、日常生活において手をよく洗うことや食物の清潔に注意することが最もたいせつであることを知る。

ク、結核については、発病していても自覚症状のほとんどないことや、その予防には、定期的な健康診断を受け、その結果に従つて適切な処置を受けることが必要であることを知る。なお、自然陽転者は約一か年、日常生活において特に栄養や休養に注意しなければならぬことを知る。

ケ、伝染病の発生状態などから、伝染病の予防のために、予防接種が必要であることを知るとともに定期的に受けねばならない予防接種の種類を知る。

(2) 傷害の防止 けがややけどの原因とその防止について理解させ

のみやすい

小粒で甘い総合ビタミン

発育栄養素リジンと各種ビタミンを大量含有

集団服用に賞用され、欠席率減少等の好成绩が報告されています。

100錠 300円 300錠 750円
他に大量包装あり



第一製薬 東京日本橋

ニチバンの 絆創膏

東京 大阪
日絆薬品工業株式会社

簡単な応急手当ができるようにする。
ア、交通事故、遊びや運動の事故その他日常生活における事故の原因と予防のしかたについて知り、また安全についての規則を理解し必要に応じて安全についてのきまりをつくる。
イ、やけどの原因と予防のしかたを知る。

環境衛生の理解を深める

中学校保健体育改訂案(抜萃)

第一、目標
4、個人生活や社会生活における健康・安全について理解させ、自己や他人を病気や傷害から守り、心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う。

第二、各学年の目標および内容

(第二学年)

一、目標

(6) 傷害とその防止について理解させ、傷害の防止や救急処置に必要な態度・能力・技能を養う。
(7) 環境の衛生について理解させ、これに基いて適切な環境の衛生的な処置を行う態度・能力・技能を養う。

(8) 心身の発達の状態を正しく理解させ、これに基いて心身の健全な発達を図ろうとする態度や能力を養う。
(9) 栄養について理解させ、望ましい食生活を営む態度や、能力を養う。

(10) 疲労と学習や仕事の能率との関係について理解させ、これに基いて学習や仕事を健康的に行う態度や能力を養う。

ウ、すり傷、切り傷の手当や簡単な止血法、ほうたいの簡単なしきたりおよびやけどの簡単な手当について理解するとともにそれに必要な技能を養う。
3、指導上の留意事項
(4) Gの(1)、(2)については、理科家庭科などの関連をはかり、学習効果のあがるように指導する。

二、内容

(1) 傷害の防止

ア、傷害とその防止 骨折、脱臼、ねん挫、創傷、火傷などの傷害の種類や原因について理解させ、傷害の発生を防止に努めさせる。
イ、事故災害とその防止 交通事故、労働災害などの現状や原因について理解させ、事故災害の発生を防止に努め、また、事故災害の発生した際の応急措置が適切に行えるような態度や能力を養う。
ウ、救急処置 傷病者のでたときの取扱や傷の処置、止血法、包帯法、人工呼吸法などの救急処置のしかたを理解させ、また救急処置の目的や限界を知り、救急の場合に、適切な処置ができるようにする。

(2) 環境の衛生

ア、環境と心身との関係 環境衛生の意義と必要性や環境の条件の心身に及ぼす影響などについて知らせ、環境と心身との関係について理解させる。
イ、環境の衛生検査 水質検査、気温・気湿・気流の測定、換気の

測定、じんあい・煤煙・一酸化炭素・炭酸ガスの測定の方法とそれぞれの衛生基準について理解させる。
ウ、環境の衛生的な処理 水の簡易ろ過、保温、防暑、採光照明などの衛生的な維持改善や汚物・廃棄物の処理、ねずみ族・こん虫の駆除、消毒法について理解させ、家庭生活などにおける環境の衛生的な処理が適切にできるようにする。

(3) 心身の発達と栄養

イ、心身の発達に影響する条件 心身の発達は、遺伝、内分泌、病気、栄養、運動、労働、環境などにより影響を受けることを理解させ、自己の心身の発達を図ろうとする態度を養う。
ウ、栄養の基準と食品の栄養価 年齢別、性別、労作別の栄養基準量や食品の栄養価を理解させ、健康の保持増進の立場から、食品の選択や栄養障害と食生活との関係について考えさせ、食生活の改善に努める。

三、指導上の留意事項

(3) 「(2)環境の衛生」については、学校および地域における実情も考慮して指導する。

(第三学年)

一、目標

(6) 病気とその予防について理解させ、病気の予防に必要な態度や能力を養う。
(8) 集団の健康について理解させ、すすんでその健康を高めることに協力する態度を養う。

(9) 個人の健康成立の条件や健康の考え方について理解させ、これに

基いて心身ともに健康な生活を営む態度や能力を養う。


二、内容

(1) 病気の予防


ア、伝染病および寄生虫病とその予防 赤痢、腸チフスなどの消化器系伝染病、結核などの呼吸器系伝染病、その他の伝染病および寄生虫病の病原体、感染経路、症状およびその予防などの大要について理解させ、伝染病および寄生虫病の予防に必要な生活を実践する態度を養う。
イ、循環器系の疾患とその予防 高血圧、狭心症、慢性リウマチ性心臓疾患などの循環器系の疾患の原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、循環器系の疾患の予防に努めさせる。
ウ、呼吸器系の疾患とその予防 気管支炎、肺炎、気管支ぜんそくなどの呼吸器系の疾患の原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、呼吸器系の疾患の予防に努めさせる。
エ、消化器系の疾患とその予防 胃炎、腸炎、胃かいよう、胃拡張症、十二指腸かいよう、虫垂炎などの消化器系の疾患の原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、消化器系の疾患の予防に努めさせる。

オ、その他の病気とその予防 精神神経症その他の精神系の疾患、職業病、じん臓病、中耳炎、アデノイド、慢性副鼻腔炎などの耳鼻咽喉疾患などの原因、症状およびその予防などの大要について理解させ、これらの病気の予防に努めさせる。(以下略)

疲れをとり 体力をつくる!




総合ビタミン剤
ミネビタル
30錠・100錠



三共株式会社

産前・産後と 発育期のお子様

総合ビタミン・カルシウム剤
ミルカル



120錠400円 300錠800円
大日本薬業

地方だより

学校歯科衛生講習会 日光で開く

学校保健法の規定に基づいて実施する学校における歯科衛生について研修の機会を設け、その資質の向上を図るべく文部省および栃木県教育委員会の主催で学校歯科衛生講習会が来る十月二十二日、二十三日の二日間、日光市の田母沢会館(旧御用邸)で開かれる。

会議は、第一日午前「学校保健法の概要について」塚田文部省学校保健課長、「学校保健法と学校歯科衛生について」竹内光春東京歯大教授の各講義が行われたあと第一日午後および第二日は次の事項について研究協議が行われる予定である。

△研究協議

- 1、就学時健康診断における歯の検査とその事後措置について
- 2、児童、生徒、学生および幼児の健康診断における歯の検査について
- 3、児童、生徒および幼児の歯の予防処置について
- 4、児童、生徒および幼児の歯の健康相談について
- 5、学校歯科医の職務について
- 6、保健室について
- 7、その他

教員保養所運営協議会

文部省体育局学校保健課では、去る八月二十八日から三十日まで三日間、北海道洞爺湖温泉の北海道教員

保養所で、教員保養所運営協議会を開催したが、全国各都道府県から関係職員が多数出席、文部省側の「学校保健法の規定による学校の職員の結核に関する健康診断の実施について」の説明および北海道大学名誉教授井上善十郎氏の講演を聴いたほか次の協議事項について検討し、さらに次の研究発表が行われた。

- 一、協議事項
 - ア、教員保養所の管理運営について
 - イ、各都道府県教育委員会および各教員保養所提出の諸問題について
 - 二、研究発表
 - ア、入所者の回復期管理について
 - イ、結核性疾患による休職者の復職判定審査の成績について
 - ウ、結核性疾患の再発防止について
 - 二、教職員の結核性疾患に関する諸問題について

学校保健法の説明協議会

文部省体育局では、学校保健法の施行に伴う各都道府県教育委員会の関係官に対する趣旨徹底のための説明協議会を(1)学校保健法について(2)学校保健法施行令について(3)学校保健法施行規則について(4)学校安全会その他についての四項目を議題として全国各ブロック別に次の日程により関係官を集めて開催したが、非常な成功を収めた。

△北海道および東北地区(青森県) 六月十三日、十四日
△関東甲信越静地区(長野県) 六月十一日、十二日
△東海、北陸および近畿地区(愛知県) 六月十六日、十七日

△中国および四国地区(山口県) 六月十八日、十九日
△九州地区(大分県) 六月二十日、二十一日

関東甲信越静養護教員研究集会

第九回関東甲信越静地区養護教員研究集会は、去る八月十九、二十の両日わたり長野市第一市民会館および長野市城山小学校を会場として一都十県の関係者が出席して開かれ、研究発表、班別研究および講演が行われたが、なお次の研究課題について協議が行われた。

- 一、学校における傷害を防止するには、養護教員はどのようにしたらよいか
- 一、健康手帖の活用を有効にするには養護教員はどのようにしたらよいか

近畿養護教育研究協議会

第十一回近畿養護教育研究協議会は、去る八月十七、十八の両日、和歌山県高野町の高野山小学校で開かれ、次の研究発表が行われたほか「現在の教育下における養護教諭の職務について」班別研究協議会がもたれた。さらに「現在の教育下における学校保健の諸問題について」の講演を聴くなど、極めて盛況のうちに閉会した。

△研究発表

現在の教育下における養護教諭の職務について(大阪市、小学校) 中学校における初潮指導(滋賀県中学校)本校における健康教育(兵庫県、高等学校) 以上口頭、現在の教育下における養護教諭の執

務について(京都府、中学校)同(京都市、小学校) 手洗いの実態調査とその対策(神戸市、小学校) 養護教諭の担当すべき健康教育について(奈良県、小学校) 現在の教育下における養護教諭の職務について(和歌山県、高等学校) 以上紙上

東北地区養護教員研究大会

東北、北海道ブロック養護教員研究大会は去る八月五、六の両日におたつて仙台市五橋中学校で、三百五十人が参加して開かれたが、非常な成功を収めた。

国立大学校保健医連絡協議会

高岡善人、佐々木志郎、宮田尚之の三氏を発起人として、かねて準備が進められていた国立大学校保健医連絡協議会の第一回会合は、去る八月十六、十七の両日、京大薬友会館保健診療所で開かれ、次の諸件について協議したが、文部省からも塚田学校保健課長が出席した。

- 一、身体検査(定期、入学時、卒業時)について
- 二、日常の健康管理について
- 三、その他

関東甲信越静養護教員研究集会

関東甲信越静養護教員研究集会は、去る七月二十六、二十七、二十八の三日間、群馬県水上町の水上中学校で開かれたが、参加者三百名におよび、班別研究、研究発表、特別講演に極めて盛況であった。

体位を向上させる!



大正製薬

高単位総合ビタミン剤

ピタリゲン

東京都豊島区 大正製薬株式会社